

国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧

2009年11月24日現在

	名称	採択年月日	発効年月日	締約 国数	日本が締結している 条約(締結年月日)
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.01.03	160	○(1979.06.21)
2	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書	2008.12.10			
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.03.23	165	○(1979.06.21)
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書*	1966.12.16	1976.03.23	113	
5	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)*	1989.12.15	1991.07.11	72	
6	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969.01.04	173	○(1995.12.15)
7	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	1973.11.30	1976.07.18	107	
8	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	1985.12.10	1988.04.03	60	
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981.09.03	186	○(1985.06.25)
10	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書*	1999.10.06	2000.12.22	99	
11	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*	1948.12.09	1951.01.12	141	
12	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	1968.11.26	1970.11.11	53	
13	奴隷改正条約**				
	(1) 1926年の奴隷条約*	1926.09.25	1927.03.09	-***	
	(1) 1926年の奴隷条約を改正する議定書*	1953.12.07	1953.12.07	61	
	(2) 1926年の奴隷条約の改正条約**	1953.12.07	1955.07.07	99	
14	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	1956.09.07	1957.04.30	123	
15	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949.12.02	1951.07.25	81	○(1958.05.01)
16	難民の地位に関する条約	1951.07.28	1954.04.22	144	○(1981.10.03)
17	難民の地位に関する議定書	1967.01.31	1967.10.04	144	○(1982.01.01)
18	無国籍の削減に関する条約*	1961.08.30	1975.12.13	37	
19	無国籍者の地位に関する条約*	1954.09.28	1960.06.06	65	
20	既婚婦人の国籍に関する条約*	1957.01.19	1958.08.11	74	
21	婦人の参政権に関する条約	1953.03.31	1954.07.07	121	○(1955.07.13)
22	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	1962.11.07	1964.12.09	54	
23	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10	1987.06.26	146	○(1999.06.29)
24	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書	2002.12.18	2006.06.22	50	
25	児童の権利に関する条約	1989.11.20	1990.09.02	193	○(1994.04.22)
26	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.05.25	2002.02.12	130	○(2004.08.02)
27	児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.05.25	2002.01.18	135	○(2005.01.24)
28	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*	1990.12.18	2003.07.01	42	
29	障害者権利条約*	2006.12.13	2008.05.03	74	
30	障害者権利条約選択議定書*	2006.12.13	2008.05.03	47	
31	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20		16	○(2009.07.23)

* 仮称

** 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

*** 国連ホームページ上に締約国数の記載のないもの。